

写

27生産第54号
平成27年4月3日

地方農政局生産部長 殿

生産局農産部穀物課長

低温に伴う農作物の被害防止に向けた技術指導の徹底について

気象庁発表によると、4月2日の異常天候早期警戒情報では、4月7日～16日の期間、東北地域から九州地域にかけて気温が平年よりかなり低くなる確率が30%以上と見込まれているため、農作物の生育への影響が懸念されるところである。

こうした状況を受けて、「農業技術の基本指針（平成27年改定）」（平成27年3月30日農林水産省ホームページ公表 http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/sisin27.html)を踏まえつつ、下記の事項に十分留意の上、農作物の被害を最小限に抑え、生育の回復等を図るため適切な対応が行われるよう、貴局管内の都府県に対し、技術指導の徹底を図らねたい。

なお、上記の気象庁発表情報では低温が見込まれない地域もあるが、今後の気象等の急変に備え、ご留意ありたい。

記

○ 水稲

早期栽培を行っている地域等で、既に育苗中の苗については、気温の変化に留意し、育苗ハウスの加温や育苗箱の被覆等苗の生育にあわせた温度管理を徹底し、健苗育成に努める。移植作業については、活着適温に配慮し、気温及び水温が十分上昇してから作業を行う。

○ 麦

出穂後の開花期が赤かび病の防除適期となるが、低温により例年より出穂・開花が遅れたり、不斉一となることが予想されるため、ほ場の見回り等により適期防除に努める。

問い合わせ先

生産局農産部穀物課稲・麦生産班 坂田、富樫、遠藤

直 通：03-6744-2108